

日本社会心理学会審査規程

第1条（論文の投稿）

本会に投稿された論文は、編集事務局により次の手続きがとられるものとする。

1. 編集事務局は、投稿規程に基づき当該論文が投稿要件を満たしているかどうかを確認する。
2. 当該論文が投稿要件を満たしていると判断された場合、編集事務局は到着月日を受稿月日として著者に通知し、次の点について確認する。
 - （1）内容がかなり重複する論文を既に公刊しているか。
 - （2）内容がかなり重複する論文を公刊予定であるか。
 - （3）二重投稿の疑いがあるか。
3. 編集事務局は、著者が内容がかなり重複している論文を公刊、ないし公刊予定の場合、そのコピーを編集事務局に送るよう依頼する。
4. 編集事務局は、当該論文が二重投稿である疑いがあるときは、個別性/重複性、情報性、入手可能性の3基準に基づいて編集委員長、副編集委員長と主査（担当主査が決まっている場合）に協議を依頼し、原著と認められるもののみ審査に移行する。
5. 掲載不可論文や取り下げ論文が再投稿された場合、編集委員長と副編集委員長が、以前の審査資料を参考にして協議し、新論文と判断できるものについてのみ審査に移行する。

第2条（論文の審査）

本会に投稿された論文は、次の手続きにより審査されるものとする。

1. 主査の選出

編集委員長は、編集委員の中から、その専門性に基づき、1名を主査に任命する。執筆者または共同執筆者が編集委員長自身あるいは指導学生である場合、副編集委員長が主査を任命する。

2. 審査者の選出

主査は、2名の審査者の内諾を得て推薦する。審査者は、原則として会員であるが、領域によっては、1名に限り、非会員をあてることができる。

3. 審査以前の掲載不可決定

主査は、前条の規定にかかわらず、審査以前に掲載不可決定（以下、デスク・リジェクション）を求めることができる。デスク・リジェクションについては、次の手続きがとられるものとする。

- （1）主査は、担当する論文が審査を経ても掲載可となる可能性が低いと判断した場合、その判断の根拠を記した文書を編集委員長に提出し、デスク・リジェクションを求めることができる。
- （2）編集委員長は、主査からデスク・リジェクションの申請があった場合、その妥当性について、主査、副編集委員長とともに協議する。編集委員長は論文の内容に応じ

て、他の編集委員1名以上をこの協議に加えることができる。

- (3) 協議の結果、主査の判断が妥当であると評価された場合、当該論文はそれ以上の審査を経ることなく掲載不可とする。協議結果は、編集委員会による審査結果として編集委員長から著者に伝えられる。

4. 審査の依頼

編集委員長または副編集委員長は、第2条第2項による主査の推薦に基づいて、原稿の審査を審査者に依頼する。原稿には著者名、所属、身分、謝辞等、審査者が著者を特定することができる情報を伏せるものとする。なお、編集委員長または副編集委員長は審査者が適当でないと認めた場合主査に差し戻すことができるものとする。

5. 審査期間

審査期間は、原則として1ヵ月とする。

6. 審査者による論文評価と審査結果の報告

審査者は、論文審査評価表（評価基準）を用いて多面的評価と全体的評価（A～D）を行い、評価理由、修正点を含むコメント及び再審査の必要性の有無を主査に報告する。

7. 主査による論文掲載可否の判断

主査は、審査者の評価に基づいて、論文の掲載可否あるいは改稿を判断する。ただし、審査者の意見が分かれた場合は、第三審査者の追加を含め、主査が独自の判断を行うことがある。なお、第三審査者には、他の審査者の評価を知らせずに、審査を依頼する。

第3条（審査結果）

第2条第7項により主査が掲載可あるいは掲載不可と判断した場合、主査と編集委員長、副編集委員長が協議し、合意すれば、これをもって編集委員会の決定とし、その後の編集委員会で報告する。なお、掲載可あるいは掲載不可のいずれの場合でも、主査と編集委員長、副編集委員長の間で合意に至らないときは、編集委員会で審議・決定する。

第4条（論文の改稿）

第2条第7項により主査が改稿と判断した場合は、次の手続きがとられる。なお、次の手続きは原則として最大3回まで繰り返すことができる。3回の改稿を経ても掲載可となる可能性が認められない場合、掲載不可とする。

1. 主査は、審査者のコメントをとりまとめて主査コメントを作成し、審査者コメントを添えて著者に伝え、改稿を要求する。
2. 改稿を求められた著者は、原則として、2ヶ月以内に（1ヶ月程度の延期願いがあるときはこれを認める）原稿を修正・加筆し、改稿論文を提出する。
3. 主査は、改稿論文について掲載可否あるいは再改稿を判断する。
4. 改稿論文については、第2条第7項により審査者が再審査を必要と認めた場合を含み、主査が再審査を必要と認めた場合には、同じ審査者に再審査を依頼し、その評価に基づいて、論文の掲載の可否あるいは改稿を判断する。

第5条（決定結果の通知と最終決定）

論文掲載の可否が決定されたとき、編集委員長は、決定結果を速やかに著者に通知する。その後開催される直近の編集委員会では、今後の審査・運営改善のために主査あるいは編集委員長が論文内容と審査経過を報告する。

第6条（審査者への決定結果の通知）

審査終了後、編集委員長は、審査者に審査資料（主査及び審査者のコメントと評価表）を通知し、審査結果について意見を求める。意見があるときは、原則として、審査結果は変更しないが、編集委員会で取り上げる。

第7条（研究倫理に係わる審査）

審査者は、著者に対して、デセプションを用いた研究ではデブリーフィングを原則とし、論文に明記するよう求め、明記しないときはその理由を記させる。事例研究ではインフォームトのプライバシーを侵害し、不利益を被らすような記述を避けるとともに、研究結果の発表の許可を取り、論文に明記するよう求める。また、編集委員会ならびに主査及び審査者は、倫理に関する事柄も審査する。

第8条（審査の独立性と公明性）

著者、主査、審査者が、審査に関わる事項について直接連絡し合うことを禁止する。必ず編集事務局を通じて行うことを求める。ただし、特別の事情がある場合は、編集委員長の許可を得て、主査と審査者が直接連絡し合うことを認める。

第9条（審査に関わる著者の異議申し立て）

審査結果について異議がある場合、著者はその旨を一回に限り編集委員長に申し立てることができる。編集委員長は、申し立てに関する編集委員会の結論を著者に対して速やかに示さなければならない。

附則

- 一．この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二．この規程は 2004 年 7 月 17 日から施行される。
- 三．2018 年の一括改訂に伴い、2013 年 11 月 1 日の改訂を削除。
- 四．この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。
- 五．この規程は 2025 年 10 月 1 日から施行される。